

「診療情報提供（カルテ開示）」をご希望の方へ

当院では医療は患者と医療機関が共同で行うという前提のもと「診療情報提供（カルテ開示）」を行っております。個人情報に関する法令を遵守したうえで、提供を実施していますので、以下の内容をお読みになり申請してください。申請書の受領後、院内の諸手続きを経たのち、提供の日時等を連絡いたします。

1. 相談窓口、申請窓口

・相談及び申請窓口

昭和医科大学病院：中央棟3・4階の階受付

昭和医科大学病院附属東病院：外来診療科受付

入院中の方：各病棟ナースステーション

・相談窓口

昭和医科大学病院：総合サポートセンター

当院定型の「診療情報提供（カルテ開示）申請書」に必要事項を記入し、上記申請窓口で申請を行ってください。

相談・申請受付時間 平日 8:30～17:00（土曜日、日曜日、祝日は休み）

（※その他：11月15日（創立記念日）、12月29日～1月3日（年末年始）は休み）

2. 提供できる診療情報

【診療情報の種類】

- ① 診療記録・・・医師記録、看護記録、検査記録等
- ② 画像記録・・・エックス線写真、CT、MRI等

3. 提供を求められることができる方(申請者)

- ・患者本人
 - ・患者本人より委任された代理人（患者本人の同意署名が必要 ※申請書に記入欄あり）
 - ・満15歳以上の未成年患者本人（親権者の同意署名が必要 ※申請書に記入欄あり）、または親権者
 - ・満15歳未満の未成年患者の親権者
 - ・患者が死亡している場合は、患者の配偶者、子、父母およびその法定代理人等
- ※上記に該当しない場合は事務局にお問い合わせください。

例) 患者本人が意思を表明することが出来ない場合（認知症、身体障害など）

4. 必要提出書類

申請者	必要提出書類
患者本人	身分証明書
患者本人より委任された代理人	患者本人の同意署名のある申請書または患者本人からの委任状、身分証明書（患者本人と代理人）
満15歳以上の未成年患者本人	親権者の同意署名のある申請書、身分証明書（患者本人と親権者）
満15歳以上の未成年患者本人の親権者	身分証明書（患者本人と親権者）
満15歳未満の未成年患者の親権者	身分証明書（患者本人と親権者）
患者が死亡している場合（患者の配偶者、子、父母（血族の二親等）および法定代理人）	患者との関係が証明できるもの（戸籍謄本等）、申請者の身分証明書

※身分証明・・・運転免許証、保険証、マイナンバーカード（写真付）、パスポート等

※戸籍、同意書・・・記載3か月以内のもの

5. 提供のご連絡

申請手続きが済みますと、開示日程・提供場所及び概算等について担当者よりご連絡致します。

開示日程の変更・質問等は、後記 10.の問い合わせ先へご連絡ください。

※申請日から 30 日を目処に開示を行っています。

6. 提供当日の手続き

- ・ 提供の際には、はじめに本人確認を行いますので申請時に提出した身分証明書をご提出ください。
- ・ 提供が済みますと「確認書」に署名・押印をお願いしますので、印鑑を持参してください。
- ・ 提供時に同席者がいる場合は「同席申請書」を記入していただきます。同席者の身分証明書をご用意ください。

7. 提供時間

事務局対応時間は平日 8：30～17：00 となっております。提供に要する時間は 15 分程度です。

(土曜日、日曜日、祝日は休み) (※その他：11月15日(創立記念日)、12月29日～1月3日(年末年始)は休み)

8. 提供料金及び提供方法

提供料金は次の通り実費負担となります。

①申請基本料にご希望された提供方法②～⑥の料金を加えて請求いたします。

※料金は提供当日に会計窓口でお支払いください。

① 申請基本料 (税込み)
5,500円

+

提供方法	料 金 (税込み)
② 医師立ち会い説明	13,200円(1時間)
③ 診療記録 謄写(コピー)・白黒 A4サイズ	55円(×枚)
④ 診療記録 謄写(コピー)・カラー A4サイズ	110円(×枚)
⑤ 画像記録 フィルムへのコピー	440円～660円
⑥ 画像記録 CD-Rへのコピー	3,300円(1枚)

※④ 紙カルテの一部のみ対応可能。 ※⑤画像記録は原則 CD-R 提供

9. 提供の追加希望について

追加希望がある場合は提供終了後、6ヶ月以内となります。この期間を過ぎますと新規申請扱いとして、再度申請基本料を徴収いたします。

10. お問い合わせ連絡先

事務局専用ダイヤル 03(3784)8768 【昭和医科大学病院 診療情報提供事務局】

電話受付時間 月～金 8：30～17：00 (土曜日、日曜日、祝日は休み)

(※その他：11月15日(創立記念日)、12月29日～1月3日(年末年始)は休み)

注意事項

※原則全面提供ですが、患者本人または第三者に不利益を及ぼすおそれがあると判断した場合等は、個人情報保護法 第28条の定めるところにより、完全な提供が実施できないこともあります。

昭和医科大学病院・昭和医科大学病院附属東病院 病院長

2026/4/1 改訂